



# 給油所の運営にあたって

～What's 「品質確保法」～



四国経済産業局

資源エネルギー環境部

# 給油所を運営するためには 事前に登録が必要です!



揮発油（ガソリン）を給油所で販売するためには、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に基づき、事前に下記の内容を経済産業省（[四国経済産業局](#)）へ登録する必要があります。

また、登録内容に変更が生じる場合には、**変更手続き**が必要です。  
（給油所を**廃止**したときも、速やかに手続きを行ってください。）

※「揮発油等の品質の確保等に関する法律」は、一般的には「**品質確保法**」・「**品確法**」と呼ばれています。

## <登録事項>

- 氏名又は名称
- 住所
- 代表者（法人の場合）
- ガソリン販売を担当する役員（法人の場合）
- 給油所の名称・所在地【給油所ごとに登録が必要です】
- ガソリンのタンク容量、計量器数（同時給油できるノズル数）
- 給油所の **品質管理者**

【申請に必要な書類等はP8を参照してください。】

## 品質管理者とは…

品質管理の責任者であり、乙種危険物取扱者免状（第4類）等が必要です。

品質管理者は、品質維持計画の作成及び実施、帳簿記載の監督、SQマークの表示の監督、その他品質の確保に必要な業務を行わなければいけません。

なお、他の給油所との兼務はできません。

（注）軽油・灯油等も販売する場合は、別途「石油の備蓄の確保等に関する法律（**備蓄法**）」に基づく届出も必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

# 規格に適合しない石油製品の販売は 禁止されています!



安全・環境・人体への影響等の観点から、「品質確保法」では下表の**強制規格**が定められており、これに適合しない石油製品の販売は**禁止**されています。

また、強制規格に加え、**標準規格**にも適合しているものには、**SQマーク**を表示することができます(P6参照)。

## 揮発油 (ガソリン)

強制規格

標準規格

項目	規格
鉛	検出されない
硫黄分	0.001質量% (10ppm) 以下
MTBE	7体積%以下
酸素分	1.3質量%以下
ベンゼン	1体積%以下
灯油混入率	4体積%以下
メタノール	検出されない
エタノール	3体積%以下
実在ガム	5mg/100ml以下
色	オレンジ色
オクタン価 (リサーチ法)	1号 (ハイオク) ……96.0以上
	2号 (レギュラー) ……89.0以上
密度 (15℃)	0.783g/cm <sup>3</sup> 以下
蒸留性状	10%留出温度……70℃以下
	50%留出温度……75℃以上110℃以下
	90%留出温度……180℃以下
	終点……220℃以下
	残油量……2.0容量%以下
銅板腐食 (50℃、3h)	1以下
蒸気圧 (37.8℃)	44kpa以上78kpa以下 ※1
酸化安定度	240min以上

※1:寒候用のものの上限は93kpa、夏季用のものの上限は65kpa

## 軽油

項目	規格	
	BDFを混合しない軽油	BDF混合軽油
硫黄分	0.001質量% (10ppm) 以下	0.001質量% (10ppm) 以下
セタン指数	45以上	45以上
蒸留性状 (90%留出温度)	360℃以下	360℃以下
トリグリセリド	0.01質量%以下	0.01質量%以下
脂肪酸メチルエステル (FAME)	0.1質量%以下	5.0質量%以下
メタノール	—	0.01質量%以下
酸価 ※1	—	0.13以下
ぎ酸、酢酸、プロピオン酸	—	合計が0.003質量%以下
酸価の増加 ※1	—	0.12以下
引火点	45℃以上	45℃以上
流動点	地域・月の区分に応じ定められた数値 ※2	地域・月の区分に応じ定められた数値 ※2
目詰まり点	// ※3	// ※3
10%残油の残留炭素分	0.1質量%以下	0.1質量%以下
動粘度 (30℃)	1.7mm <sup>2</sup> /s 以上	1.7mm <sup>2</sup> /s 以上

※1:酸価:軽油1グラムの中に含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムのmg数

※2:四国の場合、1月は-2.5℃以下、2月は-7.5℃以下、他の月は5℃以下

※3:四国の場合、1月は-1℃以下、2月は-5℃以下、他の月は規定せず

\*脂肪酸メチルエステル (FAME)

菜種油、廃食用油等の油脂をディーゼル自動車用燃料等として使用するため、化学処理したもの。

## 灯油

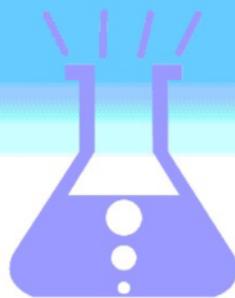
項目	規格
硫黄分	0.008質量% (80ppm) 以下
引火点	40℃以上
色 (セーボルト)	+25以上
蒸留性状 (95%留出温度)	270℃以下
煙点	23mm以上 (寒候用のものは21mm以上)
銅板腐食 (50℃、3h)	1以下

## 重油

〔船舶・海底掘削等施設の燃料として用いるもの〕

- 硫黄分…4.5質量%以下
- 無機酸を含まないこと

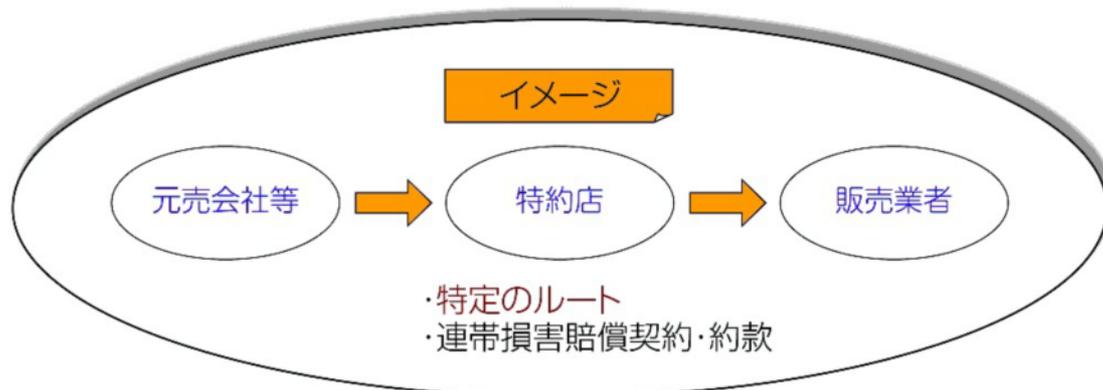
# ガソリンには分析義務があります!



- 法律上、品質確保の最終責任は、消費者への販売業者にあります。
- 品質確認のため、販売業者にはガソリンの分析義務があり、給油所ごとに10日に1回行うことが原則です。
- ただし、品質維持計画の認定を受けることにより、1年に1回に軽減することができます。

## 品質維持計画の認定とは?

- 流通経路(仕入れルート)を特定し、品質の維持を確保。  
経路の起点は、生産業者等、法令に基づく品質確認を行っている者である必要があります。  
※自己の油槽所が、定められた品質確認を定期的に登録分析機関より受けている場合、流通経路の起点として認められます。
- 経路にある全者で、連帯損害賠償契約を締結し、品質維持・消費者への損害賠償に対し、連帯して責任を負う。
- 上記の条件を整え、関係書類を四国経済産業局に提出し、認定を受ける。
- 認定期間は最長2年で、延長のためには延長手続きが必要。



認定を受けた経路以外から仕入れがあった場合、品質維持計画は失効します。

認定経路外からの仕入れ



10日に1回の分析

# 分析結果は保存が必要です!



- 分析結果は帳簿に記載し、2年間保存しなければなりません。
- 分析は登録分析機関に委託できます。  
(自主分析も可能ですが、JIS等に基づく高精度の分析が必要なため、委託分析が一般的です。)

## <主な登録分析機関>

- (社) 全国石油協会 高松試験センター  
高松市木太町2700-1 TEL:087-833-6961
- (社) 日本海事検定協会 大阪理化学分析センター  
大阪市住之江区南港中6-2-47 TEL:06-6612-1777
- (財) 新日本検定協会 SK阪神分析センター  
大阪市住之江区南港中6-2-57 TEL:06-6614-7627

## 《帳簿の作成》

帳簿は、分析を行った年月日及び場所、分析を行った品質管理者の氏名、使用した分析設備の種類、分析結果、揮発油の購入先、登録分析機関の名称を記載するよう規定されています。

なお、揮発油の分析を登録分析機関に委託している場合、同機関発行の「分析結果通知書」に購入日、購入先等を追記し、帳簿として利用することができます。

分析油種を○で囲む →  
仕入れ先を記載 →  
採取した油が納入された日を記載 →

(分析結果を利用した帳簿作成例)

項目	分析結果	法定規格	分析設備及び試験方法	判定
①鉛	検出されない	検出されない	鉛分析装置 (JIS K2255)	適合
②硫黄分	○質量%	0.005質量%以下	硫黄分析装置 (JIS K2541 2)	適合
③MTBE	○体積%	7体積%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536-1)	適合
④酸素分	○質量%	1.3質量%以下	○	適合
⑤ベンゼン	○体積%	1体積%以下	○	適合
⑥灯油混入	○体積%	4体積%以下	○	適合
⑦メタノール	検出されない	検出されない	○	適合
⑧エタノール	○体積%	3体積%以下	○	適合
⑨実在ガム	5mg/100ml以下	5mg/100ml以下	実在ガム試験装置 (JIS K2261)	適合
⑩色	オレンジ色	オレンジ系色	○	適合

《判定欄に「不適合」と表示のある項目は揮発油規格を満たしていません》

※揮発油の種類 (シチカラ) ハイオク  
 ※揮発油の購入先 ○石油  
 ※購入した日 平成○年○月○日

この分析結果通知書は※欄を追記した後2年間保存しなければなりません。

石油製品のみならず、消費者の品質に対する関心は高まっています。  
品質について、消費者から説明を求められることも考えられますので、分析結果は必ず保存しましょう。

# SQマークの表示には、標準規格への適合確認が必要です!



標準規格 (P2・3参照) に適合している石油製品には、計量器等にSQマーク (例:左図) を表示することができます。

ただし、表示をする場合は、標準規格に適合していることを確認し、帳簿を作成して保存 (2年間) する必要があります。

確認の方法には、元売会社等から品質保証書を受け取り、確認する方法等があります。

## SQマークに関する帳簿

<記載例>

帳簿作成日：平成 年 月 日

〇〇 (株) 〇〇給油所

項目	内容
1.区分 (※該当油種に○印)	・標準揮発油1号 (ハイオク) ・標準揮発油2号 (レギュラー) ・標準軽油 ・標準灯油
2.品質確認の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
3.品質確認の方法	標準規格分析生産業者等の保証による品質の確認 生産業者名:〇〇〇〇 (株)
4.品質確認の結果	標準規格に適合 (品質保証書、品質維持計画認定書 (写) は別添のとおり)
5.表示の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から表示開始
6.表示の場所	各計量器
記載人	〇〇 〇〇

# 登録内容等の表示が必要です！



- 給油所の利用者が見やすい場所に、登録内容、品質維持計画の認定内容等を表示する必要があります。

## 登録内容の表示

揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく 揮発油の品質管理等に関する表示	
氏名又は名称	〇〇〇〇株式会社
登録年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
登録番号	〇- 〇〇〇〇〇号
給油所の名称	〇〇〇給油所
品質管理者の氏名	〇〇 〇〇
使用する分析設備の種類 又は登録分析機関の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

60cm 以上

40cm 以上

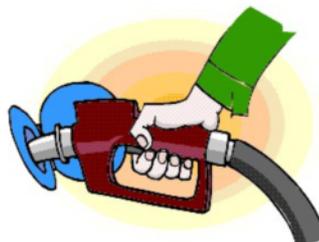
## 品質維持計画の認定を受けている旨の表示

生産(確認)揮発油品質維持計画 経済産業省認定給油所 計画終了日:平成〇〇年〇〇月〇〇日
---

60cm 以上

10cm 以上

※品質維持計画の認定が失効した場合には、表示を撤去しなければなりません。



# 申請・添付書類一覧

申請内容	給油所の新設		給油所運営者の交替		給油所の廃止		（全部譲渡を除く） 会社組織の変更		法人の合併	事業の全部譲渡	個人の相続	代表者・業務担当役員 の変更	事業者名の変更	事業者住所の変更	給油設備の変更	給油所の住居表示等	品質管理者の選・解任	
	初めて給油所を持つ	給油所を追加する	初めて給油所を持つ	給油所を追加する	一部を廃止	全てを廃止	個人↕法人	合資・合名 合資・合名↕有限株式等	有限↕株式 合資↕合名		相続権者一人	複数相続権者から一人相続	業務担当役員の変更を伴う	代表者のみ変更（登録済みの 業務担当役員から選任）		タンク容量・計量器数		
登録申請書（様式1）	●		●				●											
事業計画書（様式2）	●		●				●											
変更登録申請書（様式6）		●		●	●							●						
廃止届出書（様式8）						●	●											
承継届出書（様式3）									●	●	●	●						
事業譲渡証明書（様式3の2）										●								
相続証明書（様式5）											●							
相続同意証明書（様式4）												●						
氏名等変更届出書（様式7）								●					●	●	●	●	●	●
品質管理者選任・解任届出書（様式9）	●	●	●	●			●											●
品質管理者の資格証明 （危険物取扱者免状【写】等）	●	●	●	●			●											●
登録免許税納付書【正】	●		●				●											
揮発油分析受託証明書【正】	●		●				●											
誓約書	●		●				●		●	●	●	●						
商業登記簿謄本（法人） 住民票（個人）	●		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●			
譲渡・賃貸借契約書【写】 または、旧運営者の廃止届・ 廃止の変更登録申請書【写】			●	●														
消防の設置許可申請書・許可書【写】	●	●																
建築確認済証【写】	●	●																
合併契約書【写】									●									
譲渡契約書【写】							●			●								
戸籍謄本（被相続人・相続人）											●	●						
相続権関係図											●	●						
住居表示の証明書等																●		
備蓄法																		
石油販売業開始届出書（様式17）	●		●				●			未届出者								
石油販売業変更届出書（様式18）		●		●	●			●		既届出者	●	●	●	●	●	●	●	●
石油販売業廃止届出書（様式19）						●	●			●	●							

- 申請書類は申請者作成ですが、様式は当局にもありますので、お問い合わせください。  
また、当局のHP (<http://www.shikoku.meti.go.jp>) の石油関係のページからも様式を出力できます。
- 場合によって、その他の必要書類の提出をお願いすることがあります。

# 主な支援施策

## 土壌汚染環境保全対策事業

給油所の地下タンク・配管等の入換や撤去に要する工事費の一部が補助されます。

◎お問い合わせ先: 下記①～⑤

## 異業種進出・転換円滑化利子補給事業

- 揮発油販売業を営みながら石油製品販売業以外の新たな事業を行う場合
- 揮発油販売業を廃業し、石油製品販売業以外の業種に事業転換する場合に、金融機関から借り入れた事業資金の利子の一部が補給されます。

◎お問い合わせ先: 下記①～⑤

## 経営高度化調査・実現化事業

新しいSS業界への構造改善を促すため、新たなビジネスモデルの確立等、経営の高度化・実現化に向けた、マーケティングリサーチ等事業、セミナー等開催事業、実験・実用化試験事業に対して補助されます。(石油組合の組合員に限られます。)

◎お問い合わせ先: (社)全国石油協会 03-5251-0467

## 土壌汚染検知検査事業

給油所の地下埋設タンクまたは地下埋設配管から石油製品等が漏洩していないかどうかを、指定された方法で検査する際に、その検査費用の一部が補助されます。(石油組合の組合員に限られます。)

◎お問い合わせ先: 下記①～④、⑥

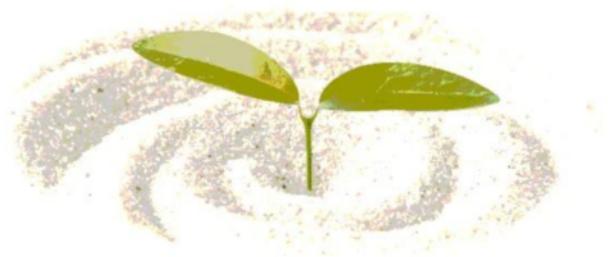
## 災害対応型給油所普及事業

災害時においても石油製品を安定的に供給できる、災害に強い給油所の普及を図るため、太陽光発電等の自家発電設備、給水設備等の設置に係る費用の一部が補助されます。(石油組合の組合員に限られます。)

◎お問い合わせ先: 下記⑥

### <お問い合わせ先>

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ①徳島県石油商業組合   | : 088-622-6406 |
| ②香川県石油商業組合   | : 087-833-9665 |
| ③愛媛県石油商業組合   | : 089-924-3856 |
| ④高知県石油商業組合   | : 088-831-0439 |
| ⑤(社)全国石油協会   | : 03-5251-0466 |
| ⑥全国石油商業組合連合会 | : 03-3593-5831 |



このパンフレットは、給油所を運営する上で、  
特に知っておいていただきたい項目をとりまとめたものです。  
詳細、ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

パンフレット発行 平成20年1月

**四国経済産業局** 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

〒760-8512 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8536(直通)